

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)
- 生活保護法による診療所の廃止(〃)
- 保険医等の登録(保険課)
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)
- 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)
- 被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更(〃)
- 争議行為の実施(労政訓練課)
- 肥料の検査の結果の概要(農業改良課)
- 地力増進地域の指定(〃)
- 飼料の試験の結果の概要(畜産課)
- 木材業者等の登録(林務課)
- 木材業者等の登録の変更(〃)
- 個人演説会を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告
- ◇ 選管告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞(生活保安課)
- ◇ 内水面漁場 昭和六十二年内水面第五種共同漁業権者に係る増殖管理委告示 目標準
- ◇ 公 告 少年指導員の委嘱(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第三百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷

口 恒 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池原整形外科医院	米子市日原字折返八〇四一	昭和六十一年十二月二十六日
西尾内科クリニック	鳥取市岩倉四四六―二三	〃
遠藤歯科医院	西伯郡岸本町吉長四一―四	昭和六十二年一月十四日
足立歯科	境港市明治町八	昭和六十二年二月六日

鳥取県告示第三百七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
池原整形外科医 院	米子市福市一六九	昭和六十一年十二月七日
遠藤歯科診療所	西伯郡岸本町吉長四九	昭和六十一年七月三十一日

鳥取県告示第三百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井川 鋭 史	鳥医第三、五一〇号	昭和六十二年二月十七日
紙 谷 秀 規	鳥医第三、五一一号	"
近 藤 慎 二	鳥医第三、五二二号	"
梶 野 裕 子	鳥業第六一八号	昭和六十二年二月十八日

鳥取県告示第三百九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
山本 医 院	境港市外江町字西原灘三八〇四	昭和六十二年二月一日
鳥取県薬学総合センター薬局	倉吉市昭和町二丁目三〇一二	昭和六十二年二月二日

鳥取県告示第三百十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安 達 医 院	東伯郡東郷町大字中興寺三五八一	昭和六十二年三月九日

鳥取県告示第三百十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令

第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

届出医療機関名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
木村歯科医院	境港市小篠津町八九三	境港市小篠津町八九一三	昭和六十二年一月五日

鳥取県告示第三百十二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取医療生協労働組合中央執行委員長田中英一から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 事件
賃金引上げ等に関する件

二 日時
昭和六十二年四月七日午前零時から本事件の解決に至るときまで

三 場所
鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院
気高郡鹿野町大字今市二四二 鹿野温泉病院
鳥取市西品治八二九―二一 鳥取生協病院附属大森診療所

四 概要
全体的又は部分的に医療行為の停止を行う。

鳥取県告示第三百十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和六十一年一月から同年十二月までに収去した肥料の検査の結果の概要を同条第六項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理人
鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 登録肥料

三 特殊肥料		二 指定配合肥料		肥料の種類		魚かす粉末		甲殻類質肥料粉末		蒸製骨粉		なたね油かす及びその粉末		乾燥菌体肥料		混合有機質肥料			
赤碓町農業協同組合	保証票添付者	3	0	3	0	3	0	6	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査	分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査	分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査	分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査	分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査	分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査	分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査	分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査	分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査	分析検査 うち合格点	保証票 その他 の検査
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

特殊肥料の指 定名	生産届出業者	届出名（商品名）	重金属等 の含有量 の判定	備考
--------------	--------	----------	---------------------	----

たい肥		おでい肥料	
西部工業株式会社	有限会社山水園	米子市ほか九町村衛生施設組合	みつわ環境開発有限会社
有機たい肥（エ ルゴン）	豚糞醗酵肥料	し尿汚泥乾燥物	汚泥肥料（ミッ ソイル）
○	○	○	○

鳥取県告示第三百十四号

地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第四条第一項の規定に基づき、次の地域を地力増進地域として指定したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

指定番号	地区名	地 力 増 進 地 域
六一〇一	名和地区	西伯郡名和町の農用地区域のうち水田
六一〇二	八東地区	八頭郡八東町の農用地区域のうち水田

備考 「農用地区域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号の農用地区域をいう。

鳥取県告示第三百十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十二年三月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										その他検査	備 考		
				粗たんぱく質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペクチン消化率 (%)	DCP (%)			TDN (%)	ME (Kcal/kg)
境港市協同組合境港ハイ・ミール	境港市昭和町12-11 協同組合境港ハイ・ミール	自家配用加熱庄べんとうもちこし	62.2	67.2	8.3		15.4	3.96	2.66								
境港市協同組合工業精麦株式会社山陰工場	境港市外江町37-49 松豊精麦株式会社山陰工場	くみあい二種混合飼料 中目	62.2	9.2	3.8	1.8	1.7	0.16	0.33								
山陰くみあい飼料株式会社	山陰くみあい飼料株式会社	くみあい養豚用配合飼料 冬用	62.3	14.7	4.4	2.2	3.8	0.58	0.51			12.7	79.1				
		くみあい配合飼料 黄金マツシユ	62.3	16.8	3.4	2.3	4.4	0.71	0.55			14.3	77.0				
		くみあい配合飼料 ニュートンエースB	62.2	16.3	3.6	2.3	4.4	0.75	0.51			14.3	77.4				

注 1 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第三百十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥木第二号	昭和六十二年二月十日	鳥取市布勢二四一	有限会社北脇材木店 代表取締役 北脇 資久
八木第六号	昭和六十一年十一月十九日	八頭郡若桜町大字若桜九三三一二	瀬戸 善夫

製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八製第一号	昭和六十一年十一月二十一日	八頭郡船岡町大字水口三五五	共和産業有限会社 代表取締役 谷尾 敏厚
〃 第二号	昭和六十一年十二月十九日	八頭郡八束町大字才代一五一一八	田井 隆輝

鳥取県告示第三百十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷

口

恒

夫

木材業者

登録年月日 及び番号	住所及び氏名(法人にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名)	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更登録年月日
昭和六十年四 月一日 鳥木第五二号	鳥取市安長四一〇 三光工業株式会社 代表取締役 円城寺 正春	所在地及び代 表者の氏名	鳥取市安長四一〇 円城寺 正春	鳥取市安長四一六 寺 谷 博 良	昭和六十一年十二月三日

製材業者

登録年月日 及び番号	住所及び氏名(法人にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名)	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更登録年月日
昭和六十年四 月一日 鳥製第三〇号	鳥取市安長四一〇 三光工業株式会社 代表取締役 円城寺 正春	所在地及び代 表者の氏名	鳥取市安長四一〇 円城寺 正春	鳥取市安長四一六 寺 谷 博 良	昭和六十一年十二月三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

西伯町選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり解除した旨の報告があつたので、告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

施設 の 名 称	所 在 地
金山公会堂	西伯郡西伯町大字東上一〇四八

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十二年四月十五日 午後一後から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

東伯郡大栄町大字上種二〇七一

村岡昌紘

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が昭和六十二年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月三日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 早 栗 操

免 許 番 号	漁 業 権 者 の 名 称	漁 場 の 区 域	種 苗 の 放 流					標 量					
			あゆ (千尾)	にじます (千尾)	いわな及 びやまめ (千尾)	降海性 あまこ (千尾)	こい ふな (千尾)		うなぎ (キログ ラム)	わかさぎ (千粒)	しらうお の産卵床 の造成 (平方メ トル)	えびの増 殖場の造 成 (平方メ トル)	いぼら及びせ ごの稚魚 の遡上助長 のための魚 のたけ及び 道開削及び 流み上げ放 (回)
内一 号共	千代川漁業協 同組合	千代川水系 に係る河川	七五〇	一〇	四〇	一〇	一〇						
内二 号共	天神川漁業協 同組合	天神川水系 に係る河川	二五〇	一〇	二〇	一〇	五						
内三 号共	日野川水系漁 業協同組合	日野川水系 に係る河川	七五〇	一〇	六〇	一〇	五〇						
内四 号共	湖山池漁業協 同組合	湖山池					六五						
内五 号共	東郷湖漁業協 同組合	東郷湖					二五						

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長十センチメートル以上のものとする。

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

昭和62年4月3日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

氏 名	住 所	活 動 区 域
平 田 安 光	鳥取市栄町104	鳥取県周辺地区(鳥取市東岳治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
坂 尾 英 之	鳥取市吉方温泉一丁目548	
安 田 龍 馬	鳥取市永楽温泉町306	
下 山 輝 子	鳥取市吉方温泉一丁目119	
佐 竹 正 善	鳥取市南吉方二丁目22-1	

小谷 浩之	鳥取市末広温泉町577		
松井 正子	鳥取市弥生町173-2		
石井 明	鳥取市瓦町609		
山田 武津男	倉吉市宮川町二丁目1	倉吉市街地区 (倉吉市明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町二丁目、研屋町、塚町二丁目及び宮川町一丁目の区域)	竹 本 敷 米子市上福原1495-8
山崎 了一	倉吉市中江171-1		
西野 良子	倉吉市明治町二丁目1	上井地区 (倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)	
石田 和夫	倉吉市山根532-3		
永井 定男	米子市明治町230	米子駅前地区 (米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)	
西岡 巖	米子市東町307		
下嶋 睦夫	米子市末広町241	朝日町地区 (米子市朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)	
笠見 秀雄	米子市朝日町71		
高田 文夫	米子市朝日町1	皆生地区 (米子市皆生及び上福原の区域)	
田部 五十鈴	米子市朝日町30		
大津賀 常允	米子市角盤町一丁目5		
下村 静夫	米子市上福原1804-96		
黒瀬 敷	米子市上福原1337		